

皆様の会員会費が福祉をささえます

(趣意書)

令和7年度社協会員会費募集のお願い

町民の皆様へ

板倉町社会福祉協議会の事業運営につきまして、平素からご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人で、地域における福祉向上のためさまざまな福祉活動を行っている団体です。

事業の実施や組織運営のための主な財源は、町からの補助金や皆様からの会員会費でささえられております。

つきましては、大変恐縮に存じますが、板倉町社会福祉協議会事業の趣旨をご理解いただき、その役割を円滑に推進していくため、一般会員会費へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月1日

社会福祉法人
板倉町社会福祉協議会
会長 峯 崎 俊 雄

1 社協一般会員会費 600円

令和6年度社協一般会員会費の募集実績及び用途

令和6年度の社協一般会員会費実績額は、2,431,800円（4,053世帯）でした。

この会費を、次のとおり活用させていただきました。

事業費 1,508,600円

（福祉啓発事業、配食サービス、板倉福祉まつり、福祉団体・協力校助成金）

事務費 923,200円

（保険料、通信運搬費、パソコン・公用車賃借料、貸出用福祉車両維持管理費）

皆様のご協力に対し、心からお礼申し上げます。